

令和6年度 電気式ロードヒーティング設備修繕業務（白石・厚別・清田区） 仕様書

I 総則

I - 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市建設局土木部が保守点検を行っている「電気式ロードヒーティング設備修繕業務」に適用する。

I - 2 用語の定義

この仕様書において、次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 修繕等とは、車道・歩道橋等に設置されたロードヒーティング設備において、ヒーティングユニットの修繕、部品・機器の交換、発生材の処理などを行うことをいう。
- (2) 指示とは、委託者が受託者に対し施工箇所、期間、工法等を示し業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が委託者に報告し、委託者が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、契約期間中に定める期間内の業務全てを終了することをいう。
- (5) 履行検査とは、完了した業務の履行確認の検査をいう。
- (6) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

I - 3 業務の仕様

本仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。

- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年度版

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・電気通信設備工事共通仕様書 令和4年度版
- ・電気設備工事仕様書 令和6年度版
- ・土木工事共通仕様書 令和6年度版
- ・建築保全業務共通仕様書 令和5年度版

（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

（札幌市都市局建築部）

（札幌市財政局工事管理室）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

I - 4 履行期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

II 業務の着手

II - 1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務実施に必要な業務計画書（業務責任者指定通知書、経歴書を添付）を作成し、委託者に提出しなければならない。
なお、業務責任者は、電気工事士（免状の種類不問）の資格を有すること。
- (2) 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、修正のうえ委託者に提出して承諾を得なければならない。
- (3) 業務計画書に記載すべき事項は以下のとおりとする。
 - ・業務の実施体制（人員配置等）
 - ・委託者からの業務指示の連絡先
 - ・緊急連絡体制表
 - ・その他

III 業務の実施

III - 1 業務範囲

札幌市建設局所管の中央区、北区、東区に設置された車道、歩道橋等の電気式ロードヒーティング設備（74箇所：別添「修繕対象一覧」参照。）とする。

設備図面等、業務に必要な資料は、委託者より提供する。

III - 2 用地の使用等

- (1) 受託者が、業務実施のために直接必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きをとるものとする。

- (2) 受託者が、業務実施に必要な私用地を借用し、また買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は責任をもって解決しなければならない。

III - 3 修繕

受託者は委託者の指示により、以下の修繕等を行う。業務の指示は、指示書（様式4）に必要事項を記載し、業務委託内訳書（様式5）を添付して行うものとする。

（修繕項目一覧）

NO	項目	内容	数量	単位	関連番号
1	絶縁不良修繕		13	箇所	III-3- (1)
2	路面温度センサー交換(表面)	表面型	1	台	III-3- (2)
3	路面温度センサー交換(埋設)	埋設型	2	台	III-3- (2)
4	路面水分センサー交換		2	台	III-3- (3)
5	事故点調査費		1	回	III-3- (4)
6	路面はつり・復旧費(歩道)	歩道部 1 m ² 以下 (立上配管新設・撤去等)	1	箇所	III-3- (5)
7	路面はつり・復旧費(車道)	車道部 1 m ² 以下 (ユニット敷設等)	1	箇所	III-3- (6)
8	立上配管配線新設 G82	GZ82 CET100 IE14	1	本	III-3- (7)
9	地中管内配線新設 CET100	CET100 IE14	1	m	III-3- (8)
10	立上配管配線新設 G70	GZ70 CET60 IE8	1	本	III-3- (7)
11	地中管内配線新設 CET60	CET60 IE8	1	m	III-3- (8)
12	立上配管配線新設 G54	GZ54 CET38 IE5.5	1	本	III-3- (7)
13	地中管内配線新設 CET38	CET38 IE5.5	1	m	III-3- (8)
14	立上配管配線撤去 G82	GZ82 CET100 IE14	1	本	III-3- (7)
15	地中管内配線撤去 CET100	CET100 IE14	1	m	III-3- (8)
16	立上配管配線撤去 G70	GZ70 CET60 IE8	1	本	III-3- (7)
17	地中管内配線撤去 CET60	CET60 IE8	1	m	III-3- (8)
18	立上配管配線撤去 G54	GZ54 CET38 IE5.5	1	本	III-3- (7)
19	地中管内配線撤去 CET38	CET38 IE5.5	1	m	III-3- (8)
20	SSC 交換 200A	1P 200A	1	個	III-3- (9)
21	SSC 交換 120A	3P 120A	1	個	III-3- (9)
22	SSC 交換 80A	3P 80A	7	個	III-3- (9)
23	SSC 交換 50A	3P 50A	1	個	III-3- (9)
24	MC 交換	3P 150A	1	個	III-3- (10)
25	MC 交換	3P 50A	1	個	III-3- (10)
26	ELCB 交換	2P 50AF AL 付	1	個	III-3- (11)
27	主幹 MCB 交換	3P 225AF	1	個	III-3- (11)
28	SSC 交換	1P 交換のみ	1	個	III-3- (9)
29	SSC 交換	3P 交換のみ	1	個	III-3- (9)
30	MC 交換	3P 交換のみ	1	個	III-3- (10)
31	温度調節器交換		1	台	III-3- (12)
32	自動制御装置交換	自動制御装置交換のみ	1	台	III-3- (13)
33	ヒーティングユニット敷設(車道)	車道部 70mm (耐圧用) (敷設幅 3.2~3.5m)	52	m ²	III-3- (14)
34	ヒーティングユニット敷設(歩道)	歩道部 70mm (一般用) (敷設幅 1.5~1.8m)	2	m ²	III-3- (14)
35	ユニット間溝はつり		14	m	III-3- (15)
36	リードケーブル敷設 HVV8	HVV8 (路面サドル留め)	36	m	III-3- (16)
37	リードケーブル敷設 HVV5.5	HVV5.5 (路面サドル留め)	109	m	III-3- (16)
38	リードケーブル接続	スリーブ接続	41	箇所	III-3- (17)
39	現場発生品運搬 5km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 5km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
40	現場発生品運搬 9km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 9km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
41	現場発生品運搬 14km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 14km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
42	現場発生品運搬 20km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 20km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
43	現場発生品運搬 27.5km 以下	トラック 2t 級 2t 吊 27.5km 以下 (1t 以下)	1	回	III-4- (1)
44	建設副産物処理費	金属くず(盤類)	1	t	III-4- (1)
45	建設副産物処理費	アスファルト塊 再生 昼間	1	t	III-4- (1)
46	交通管理工	交通誘導警備員 B	18	人日	III-6- (4)
47	高所作業車運転	トラック架装 ブーム型 標準デッキ 高さ 12m	1	日	

(1) 絶縁不良修繕

- ① 絶縁不良回路の事故点（漏電または断線）調査を行う。
- ② 事故点の舗装面のはつり出しを行い、事故ケーブルを復旧（1 m²以下）する。
- ③ 舗装面のはつり作業は人力施工とする。※はつり面積は1 m²程度までとする。
- ④ 舗装の復旧は、再生細粒度アスコン（車道）（50%）を使用とする。
- ⑤ 復旧後に、絶縁抵抗値、電流値及び抵抗値の測定を行う。

(2) 路面温度センサー交換

- ① 路面温度センサーの交換と、それに伴う舗装のはつり・復旧（0.1 m²以下）を行う。
- ② 設置規格は表面型、埋設型のいずれか指示によるものとする。
- ③ 舗装の復旧は、再生細粒度アスコン（車道）（50%）を使用する。
- ④ 交換後に試験調整を行い、動作確認、抵抗値の測定、断線の有無を確認する。
- ⑤ 使用する機器は、以下の条件を満たすものとし、既設配線（2PNCT-3C）に接続する。

高さ：50mm 程度以内

内蔵センサー：白金測温抵抗体

Pt100 クラス B 3導線式

(3) 路面水分センサー交換

- ① 路面水分センサーの交換と、それに伴う舗装のはつり・復旧（0.1 m²以下）を行う。
- ② 舗装の復旧は、再生細粒度アスコン（車道）（50%）を使用する。
- ③ 交換後に試験調整を行い、動作確認、抵抗値の測定、断線の有無を確認する。
- ④ 使用する機器は、以下の条件を満たすものとし、既設配線（2PNCT-4C）に接続する。

高さ：70mm 程度以内

内蔵ヒータ：抵抗値 50Ω

印加電圧 AC/DC 24V 以下

検出抵抗：濡れ 20kΩ 以下

乾燥 150kΩ 以上

(4) 事故点調査費

絶縁不良回路の事故点（漏電または断線）調査を行う。

(5) 路面はつり・復旧費（歩道）

歩道部 アスファルト 人力 1 m²以下 舗装厚 9cm （立上配管新設・撤去等）

(6) 路面はつり・復旧費（車道）

車道部 アスファルト 人力 1 m²以下 舗装厚 9cm （ユニット敷設等）

(7) 立上配管配線新設・撤去

電源引込柱（北電柱）立上配管の新設・撤去を行う。配管径（82、70、54）は指示による。

使用する機材は以下のとおりで、管内の電源ケーブル等も併せて交換とする。

- ・電線管（GZ82、70、54）
- ・電源ケーブル（CET-100、60、38）
- ・接地線（IE-14、8、5.5）
- ・端末処理材（CET38～100用）
- ・G-FEP 異種管接続材（指示により交換する配管径に併せること）
- ・防水ゴムキャップ（指示により交換する配管径に併せること）

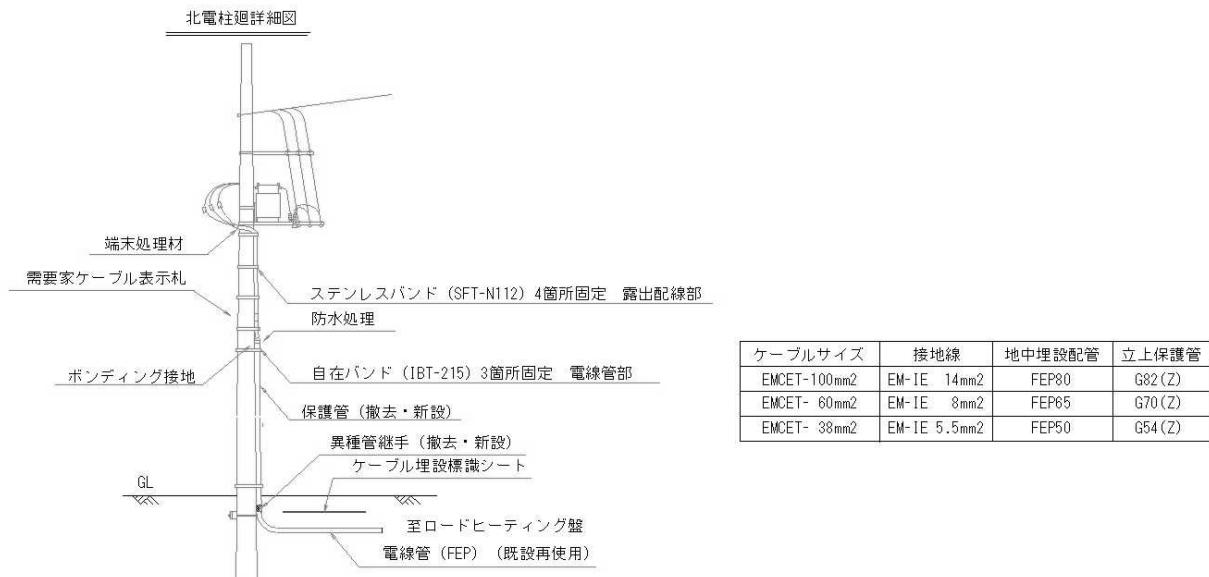
- ・自在バンド (IBT-215) 3本
- ・ステンレスバンド (SFT-N112) 4本

(8) 地中管内配線新設・撤去

立上配管配線新設・撤去等に併せて、引込柱から制御盤送りの地中管内電源ケーブル及び接地線の新設・撤去を行う。地中配管 (FEP) は既設を使用し、配線種別は以下のとおりで、指示による。

電源ケーブル： EM-CET100、CET60、CET38

接地線： EM-IE14、IE8、IE5.5



(9) SSC (ソリッドステートコンタクタ) 交換 (交換のみの項目もある。)

- ① 制御盤内の SSC (1P200A、3P120A、3P80A、3P50A) の交換を行う。
- ② 使用機器については、既設機器と同等品とし配線は既存利用とすること。
- ③ 交換後に電圧、電流値の測定を行い、動作確認すること。
- ④ 交換のみの項目については、交換のみを行い (SSC は支給) 測定・動作確認を行う。

(10) MC (マグネットスイッチ) 交換 (交換のみの項目もある。)

- ① 制御盤内の MC (3P50A, 3P150A) の交換を行う。
- ② 使用機器については、既設機器と同等品とし配線は既存利用とすること。
- ③ 交換後に電圧、電流値の測定を行い、動作確認すること。
- ④ 交換のみの項目については、交換のみを行い (MC は支給) 測定・動作確認を行う。

(11) ブレーカ交換

制御盤内の ELCB2P50AF AL 付、MCB3P 225AF の交換を行う。

配線は既設を使用し、交換後に電圧、電流値の測定を行い、動作確認すること。

(12) 温度調節器交換

制御盤内の温度調節器の交換を行う。交換後に動作、数値等の確認を行うこと。

(13) 自動制御装置交換

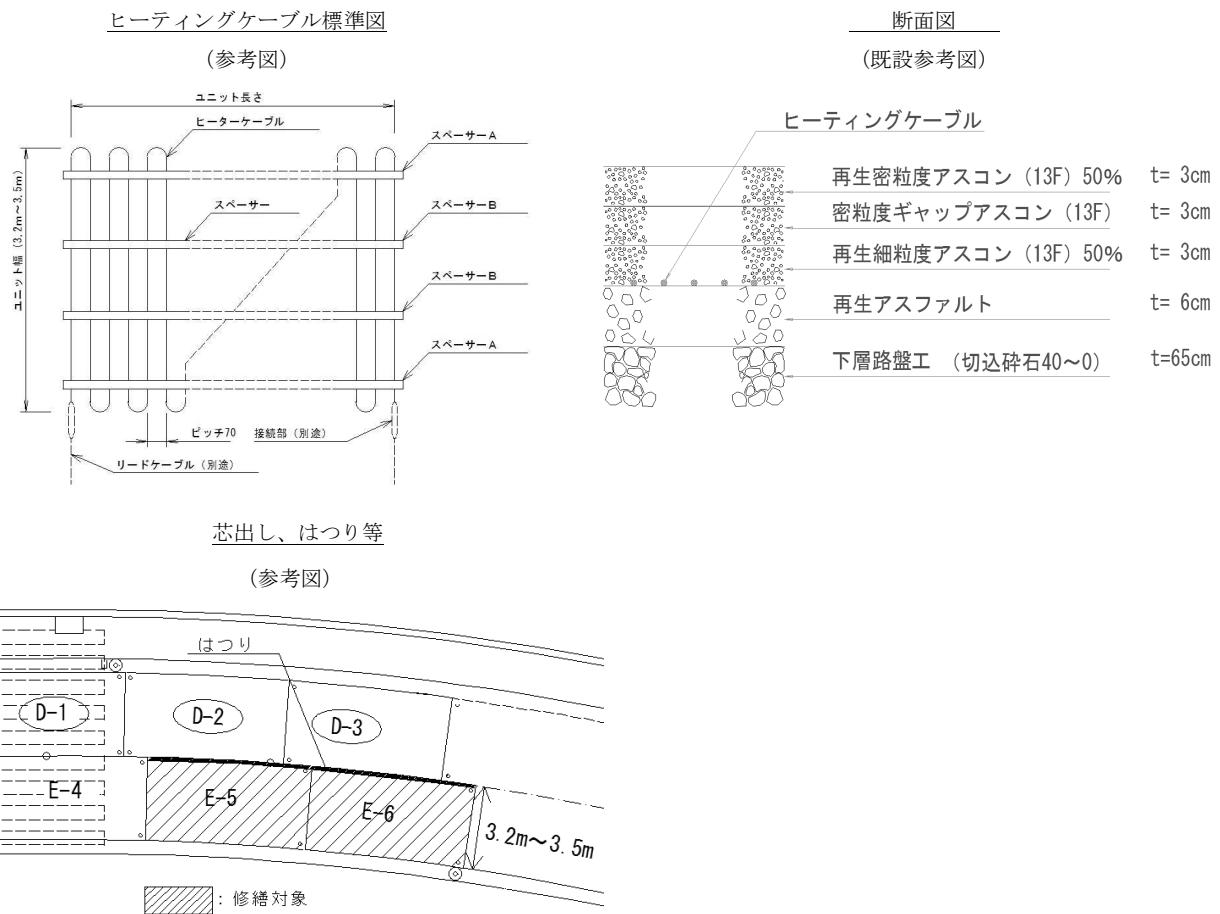
制御盤内の自動制御装置 (支給品) の交換を行う。交換後に動作、数値等の確認を行うこと。

(14) ヒーティングユニット敷設（車道部、歩道部）

- ① 別途土木施工により切削（ヒーティングケーブル撤去含む）後の既舗装路面にヒーティングケーブルを再敷設する。
- ② 新設ヒーティングケーブルは、下記を標準とする。

車道部：耐圧用 ピッチ幅 70mm 敷設幅 3.2～3.5m

歩道部：一般用 ピッチ幅 70mm 敷設幅 1.5～1.8m
- ③ 本項に係る既設ヒーティングケーブル撤去及び舗装復旧は本業務対象外とする。
- ④ 修繕対象外ユニットと修繕対象ユニット間の芯出し、はつり等は、本業務対象とする。
- ⑤ 復旧後、絶縁抵抗値及び電流値の測定を行い、動作確認すること。



(15) ユニット間溝はつり

ユニットとユニット間の芯出し、はつり等

(16) リードケーブル敷設

ヒーティングユニット敷設等に併せて、リードケーブルの再敷設を行う。

ケーブル種別は以下のとおりで、指示による。

- HVV8 (耐圧型)
- HVV5.5 (耐圧型)

本項に係る舗装の撤去、復旧は本業務対象外とする。

復旧後、絶縁抵抗値及び電流値の測定を行い、動作確認すること。

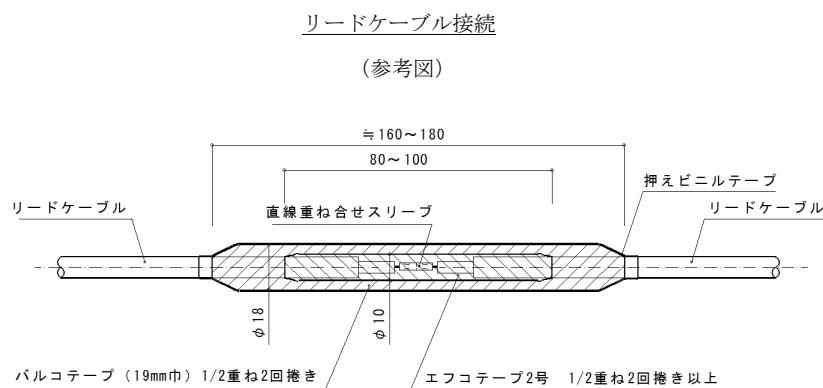
(17) リードケーブル接続

リードケーブル敷設等に併せて、リードケーブル相互及びリードケーブル～ヒーティングケーブル接続を行う。

ブル間の接続を行う。

接続方法は以下参考図を標準とする。

復旧後、絶縁抵抗値及び電流値の測定を行い、動作確認すること。



III - 4 発生材処理

(1) 運搬・処分等

発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に運搬、処分すること。

処理施設については、原則、札幌市内の処理施設とし、「産業廃棄物処理業者名簿」を参照し、受入条件等を確認のうえ、適切に処分すること。

ただし、有価金属は、下記の処理施設へ搬出すること。

- ・有価金属（電線管、ケーブル等）

保管場所：札幌市建設局土木部資材置場 厚別区厚別町山本 1063-18

また、本業務で発生した産業廃棄物は、受託者が排出事業者となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行い、マニフェストE票（最終処分終了）の写しを本市に提出すること。

なお、E票の提出が遅れる場合は、D票（処分終了）の写しを提出し、最終処分終了後、速やかにE票の写しを提出すること。

＜参考＞

- ・金属くず（盤等）

鈴木商会 札幌市西区発寒 15 条 13 丁目

- ・アスファルトコンクリート塊

東亜道路工業(株) 札幌市東区東雁来 5 条 1 丁目 1 番 75 号

世紀東急工業(株) 札幌市西区発寒 10 条 14 丁目 1068 番地

札幌環境資材センター 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 110 番 18 号

道路工業(株) 札幌市豊平区西岡 521 番地

(2) 産業廃棄物保管

修繕等により発生した産業廃棄物を一時保管する場所には、囲いをした上で廃棄物の種類や管理者等を記した掲示板を見やすい位置に設置すること

(3) 産業廃棄物運搬車両表示

産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。（同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2）

III - 5 業務管理

- (1) 受託者は、指示書（様式4）により委託者から指示された修繕等の内容を確認したときは、承諾書（様式6）を提出のうえ、指示書に記載されている期間内に修繕等を行わなければならない。
- (2) 再委託について
業務の主たる部分（下記参照）については、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ・総合的な業務履行計画及び進捗管理
 - ・機器の交換及び不良箇所の電気的な復旧

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

III - 6 安全管理

- (1) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に、常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し生活環境の保全に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務現場が隣接し又は同一場所において他工事等がある場合は、常に相互協調し施工しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施において、交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (4) 受託者は、道路標識、防護施設等を設置するものとし、実状に応じて交通誘導警備員を配置し、交通安全管理工作を行うこと。
- (5) 豪雨、出水その他の天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。
- (6) 業務中、必要な保安措置は関係法令に従って行わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の実施中に発生した事故は、すみやかに委託者に報告しなければならない。

III - 7 諸法令の準拠

受託者は、業務の実施にあたり建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害保証保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令に準拠し、業務の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運営適用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

III - 8 官公庁等の手続

- (1) 一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について委託者及び関係官庁と協議し、実施及び解除時期等について承諾を得なければならない。
- (2) その他業務実施のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (3) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を委託者に申し出て協議するものとする。

III - 9 休日又は夜間における業務

休日又は夜間に業務実施を必要とする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

III - 10 施工時の留意事項

- (1) 車両の通行に障害がないように業務を行うこと。
- (2) 道路使用届けを提出すること。

III - 11 施工管理

修繕等の作業終了後は、作業報告書（様式7）に作業内容等を記入し、作業前・中・後の写真を添付して、その都度委託者に報告すること。

III - 12 月末の業務報告

受託者は、修繕等の作業を行った場合は、その月毎に速やかに月報（様式8）、作業報告書（様式7）その他資料をまとめて、委託者に提出すること。

IV 完了・検査

IV-1 完了届

受託者は、修繕等の作業を行った毎月に業務が完了したときは、速やかに完了届（様式9）を提出すること。なお、完了届の提出にあたっては、対象期間のIII-11及びIII-12による業務報告がすべて行われていなければならない。

IV-2 検査

- (1) 完了届の提出から契約書に定める検査期間内に対象期間の業務報告等の書類を用いて検査を実施するものとする。
- (2) 受託者は、検査員の求めに応じ検査のために必要な書類等の提示、その他必要な処置をとらなければならない。

V 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

VI その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、委託者及び受託者の協議により決定する。
- (2) 受託者の瑕疵により生じた故障・破損及び事故については、受託者が一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、本業務に必要な計器、工具、保守用油脂、ウエス、クリーナー等を準備すること。
- (4) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 受託者は、エコドライブの推進に努め、アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (6) 本業務の受託者は必要に応じて、当年度の電気式ロードヒーティング設備保守点検業務の受託者から故障情報等の引継を受けるものとし、同様に、修繕等の作業を行った結果について、当年度の電気式ロードヒーティング設備保守点検業務の受託者に対し必要な引継を行うものとする。

電気式ロードヒーティング設備保守点検業務

保守点検対象一覧 (電気式 白石区)

No.	ID	実ID	名称	設置種別	熱源	台帳場所	路線名	交通誘導員A	延長	面積	勾配 (%)	設備種別	早期稼働	契約種別	盤面数	子盤面数	親盤面数
1	4-00-01-		JR白石駅北口広場	歩道	電気	北郷1条5丁目			364.0			発熱線		融雪B低	2	1	1
2	4-00-02-		JR白石駅南口広場	歩道	電気	平和通3丁目北			435.0			発熱線		融雪B低	3	2	1
3	4-01-39-A	423	菊水歩道橋	横断歩道橋	電気	菊水5条3丁目	札幌夕張線		263.0	532.3		発熱線	○	融雪B高	6	5	1
4	4-01-54-D	0154	平和大橋右岸取付階段	階段等	電気	菊水上町2条1丁目	平和通線		46.8	117.6		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
5	4-27-04-A	2704	水源池通立体交差階段・歩道	階段等	電気	平和通7丁目北	JR函館本線水源池通線		237.0	551.9		発熱線	○	融雪B高	2	1	1
6	4-27-05-D	967	北13条大橋右岸取付階段	階段等	電気	菊水元町2条1丁目	東苗穂1号線		26.0	31		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
7	4-27-06-A	990	菊水アンダーバス歩道	歩道	電気	菊水元町1条1丁目	旭山公園米里線		185.0	748.6		発熱線	○	融雪B高	9	8	1
8	4-27-07-D	2707	本郷通ヨコハマモール歩道	歩道	電気	本郷通6丁目南	本郷中央線		128.3	257		発熱線		融雪B低	2	1	1
9	4-27-08-A	2708	札幌環状線立体交差南歩道	階段等	電気	中央3条6丁目	JR函館本線札幌環状線		223.0	445		発熱線	○	融雪B高	3	2	1
10	4-27-09-A	2709	札幌環状線立体交差北歩道	階段等	電気	北郷1条1丁目	JR函館本線札幌環状線		396.0	867		発熱線	○	融雪B高	4	3	1
11	4-27-10-G	285	環状北大橋右岸取付階段	階段等	電気	菊水元町6条1丁目	札幌環状線		208.0	312		発熱線	○	融雪B低	2	1	1
12	4-27-12-A	2712	白石町本郷界線本郷通1丁目北車道	車道	電気	本郷通1丁目北	白石町本郷界線		60.0	300	15.4	発熱線		融雪B低	2	1	1
13	4-27-15-A	2715	環状夢の橋歩道橋	横断歩道橋	電気	東札幌2条6丁目	白石サイクリングロード		112.0	444.4		発熱線	○	融雪B低	2	1	1
14	4-27-16-A	2716	白石中央・北郷跨線橋階段(中央側)	階段等	電気	中央3条3丁目	北郷1丁目線		43.6	58		発熱線		融雪B低	1	0	1
15	4-27-17-A	2717	白石中央・北郷跨線橋階段(北郷側)	階段等	電気	菊水元町1条5丁目	北郷1丁目線		47.4	62.4		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
16	4-27-18-A	488	白石町本郷南郷界線車道	車道	電気	南郷通1丁目北	白石町本郷南郷界線		40.0	196	8	発熱線		融雪B低	1	0	1
17	4-27-21-A	501	市道11線幹道線車道	車道	電気	北郷4条2丁目	11線幹道線		32.0	150	9.8	発熱線		融雪B低	1	0	1
18	4-27-24-A	886	白石中央26号線南郷通1丁目車道	車道	電気	南郷通1丁目北	白石中央26号線		50.0	196	6	発熱線		融雪B低	1	0	1
19	4-27-26-A	957	菊水アンダーバス菊水上町車道	車道	電気	菊水上町4条2丁目	旭山公園米里線		71.0	388	4	発熱線		融雪B低	2	1	1
20	4-27-27-A	700	菊水アンダーバス菊水元町車道	車道	電気	菊水元町1条2丁目	旭山公園米里線		71.0	388	4	発熱線		融雪B低	2	1	1
21	4-27-35-D	2735	北郷通立体交差平和通側歩道橋	階段等	電気	平和通2丁目北	北郷線		79.8	143.9		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
22	4-27-36-D	2736	北郷通立体交差北郷側歩道橋	階段等	電気	北郷1条4丁目	北郷線		75.1	147.8		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
23	4-27-37-A	2738	北24条桜大橋取付階段A	階段等	電気	菊水元町9条1丁目	米里東雁来連絡線		25.3	55.9		発熱線		エネとく	1	0	1
24	4-27-38-A	2738	北24条桜大橋取付階段B	階段等	電気	菊水元町9条1丁目	米里東雁来連絡線		25.3	55.9		発熱線		エネとく	1	0	1
25	4-29-01-A	2901	大麻東雁来線北郷3-9車道	車道	電気	北郷3-9国道取付	大麻東雁来線		51.0	130	4.9	発熱線		融雪B低	2	1	1
26	4-29-03-D	2903	東白石小学校歩道橋	横断歩道橋	電気	南郷通14丁目北	西野白石線		46.0	64		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
27	4-29-04-A	2904	柏山人道跨線橋南	階段等	電気	平和通16丁目北	柏山歩道1号線		15.0	78.5		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
28	4-29-05-A	2905	柏山人道跨線橋北	階段等	電気	北郷1条12丁目	柏山歩道1号線		16.0	80.9		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
29	4-29-11-A	2911	本郷5号線本郷通13丁目北車道	車道	電気	本郷通13丁目北	本郷5号線		46.0	193	8.37	発熱線		融雪B低	1	0	1

RH箇所 総数	29
融雪B 高圧	5
融雪B 低圧	22
エネとく 低圧	2
RH盤 総数	58
高圧 親盤数	5
高圧 分岐盤数	19
低圧 親盤数	24
低圧 子盤数	10
交通誘導員A 必要箇所	0

電気式ロードヒーティング設備保守点検業務

保守点検対象一覧 (電気式 厚別・清田区)

No.	ID	実ID	名称	設置種別	熱源	台帳場所	路線名	交通誘導員A	延長	面積	勾配 (%)	設備種別	早期稼働	契約種別	盤面数	子盤面数	親盤面数
1	5-28-04-A	2804	月寒線大谷地西2丁目車道	車道	電気	大谷地西2丁目	月寒線		78.2	388.7	5	発熱線		融雪B低	2	1	1
2	5-28-07-A	2807	月寒線大谷地西1丁目車道	車道	電気	大谷地西1丁目	月寒線		81.1	434.5	8	発熱線		融雪B低	3	2	1
3	5-28-11-A	929	大谷地駅前通線大谷地車道	車道	電気	大谷地東3丁目	大谷地駅前通線		63.4	387	3.9	発熱線		融雪B低	2	1	1
4	5-30-02-D	709	厚南大通歩道橋	横断歩道橋	電気	厚別中央2条5丁目	厚別副都心団地3号		64.0	97		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
5	5-30-05-D	3005	山本跨線橋歩道・階段	階段等	電気	厚別中央5条2丁目	JR函館本線山本線		170.0	321		発熱線	○	融雪B高	3	2	1
6	5-30-06-D	716	南郷通取付階段	階段等	電気	青葉町4丁目	下野幌幹線		14.0	38		ハネルヒーター	○	融雪B低	1	0	1
7	5-30-07-D	3007	副都心団地5号高架下歩道	歩道	電気	厚別中央1条5丁目	副都心団地5号線		47.0	211		発熱線		融雪B低	1	0	1
8	5-30-10-A	3010	山本跨線橋南側車道	車道	電気	厚別中央5条1丁目	JR函館本線山本線		109.0	604.4	4.15	発熱線		融雪B低	4	3	1
9	5-30-11-A	3011	山本跨線橋北側車道	車道	電気	厚別西2条1丁目	JR函館本線山本線		98.5	550	4.2	発熱線		融雪B低	3	2	1
10	5-30-14-A	3014	大谷地4号線大谷地車道	車道	電気	大谷地東5丁目	大谷地4号線		18.8	101	9.5	発熱線		融雪B低	1	0	1
11	5-30-16-A	3016	上野幌中央線大谷地東7丁目車道	車道	電気	大谷地東7丁目4番	上野幌中央線		94.0	150	6.9	発熱線		融雪B低	1	0	1
12	5-30-17-A	3017	上野幌中央線大谷地東6丁目車道	車道	電気	大谷地東6丁目1番	上野幌中央線		40.0	125	6.4	発熱線		融雪B低	1	0	1
13	5-30-18-A	3018	下野幌団地11号線青葉町車道	車道	電気	青葉町2丁目	下野幌団地11号線		92.0	163	7.6	発熱線		融雪B低	1	0	1
14	5-30-21-D	3021	厚別跨線橋厚別西	階段等	電気	厚別西1条5丁目	厚別小野幌線		78.1	161.2		発熱線	○	融雪B低	2	1	1
15	5-30-22-D	3022	厚別跨線橋厚別中央	階段等	電気	厚別中央5条6丁目	厚別小野幌線		82.0	173.6		発熱線	○	融雪B低	2	1	1
16	5-31-01-D	3101	若葉橋人道橋	階段等	電気	厚別北1条3丁目	森林公園駅西口歩道1号線		41.0	165		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
17	5-31-02-D	3102	小野幌立体交差歩道	歩道	電気	厚別北1条3丁目	JR函館本線もみじ台通線		220.0	176		発熱線		融雪B低	2	1	1
18	5-31-03-A	746	森林公園連絡橋人道橋	階段等	電気	厚別北1条3丁目	森林公園駅東口歩道1号線		80.2	199.6		発熱線		融雪B低	1	0	1
19	5-33-03-A	3303	官林東線南郷通終点車道	車道	電気	厚別東1条6丁目	官林東線		42.6	364.5	12	発熱線		融雪B低	2	1	1
20	5-33-09-A	505	もみじ台東3丁目1号線車道	車道	電気	もみじ台北7丁目	もみじ台東3丁目1号線		113.0	188	6.4	発熱線		融雪B低	1	0	1
21	5-33-10-A	900	小野幌線厚別東2-6車道	車道	電気	厚別東2条6丁目	小野幌線		106.0	328	7	発熱線		融雪B低	2	1	1
22	5-33-11-A	982	小野幌60号線厚別東車道	車道	電気	厚別東3条7丁目	小野幌60号線		67.0	172	6.1	発熱線		融雪B低	1	0	1
23	5-33-14-A	3314	里塚上野幌連絡線JR線下車道	車道	電気	里塚上野幌連絡線			60.0	781.2	5	発熱線		融雪B低	4	3	1
24	5-33-99-		里塚上野幌連絡線(北広島市)	車道	電気	北広島市西の里537-4			62.0	670.6	6	発熱線		融雪B低	4	3	1
25	7-25-02-D	771	北野ふれあい橋人道橋	階段等	電気	北野6条4丁目	北野ふれあい歩道線		27.0	55		発熱線	○	融雪B低	2	1	1
26	7-25-07-A	355	清田49号線清田3-2車道	車道	電気	清田3条2丁目	清田49号線		82.0	503	7.4	発熱線		融雪B低	3	2	1
27	7-25-08-A	2508	北野1号線北野3-2車道その1	車道	電気	北野3-2 3ヶド前	北野1号線		47.0	282.9	8	発熱線		融雪B低	2	1	1
28	7-25-09-A	2509	北野1号線北野3-2車道その2	車道	電気	北野2-1	北野1号線		73.2	363.9	7.8	発熱線		融雪B低	2	1	1
29	7-25-10-A	349	北野平岡線北野7-4車道	車道	電気	北野7条4丁目	北野平岡線		105.0	537.7	7.7	発熱線		融雪B低	3	2	1
30	7-25-16-A	2516	北野1号線北野車道北野小学校前	車道	電気	北野3条2丁目	北野1号線		207.0	692	5	発熱線		融雪B低	4	3	1
31	7-25-17-A	2517	清田1号線清田3-3車道	車道	電気	清田3条3丁目	清田1号線		64.0	188	6.7	発熱線		融雪B低	1	0	1
32	7-25-22-A	953	北野6号線北野3-4車道	車道	電気	北野3条4丁目	北野6号線		70.7	308.8	9.3	発熱線		融雪B+エネとく	2	1	1
33	7-25-26-A	760	清田団地1号線清田6-2車道	車道	電気	清田6条2丁目	清田団地1号線		46.0	182	9	発熱線		融雪B低	1	0	1
34	7-25-31-A	2531	清田38号線清田7-4車道A	車道	電気	清田7条4丁目	清田38号線		49.0	197	6.45	発熱線		融雪B低	1	0	1
35	7-25-32-A	2532	清田38号線清田7-4車道B	車道	電気	清田7条4丁目	清田38号線		43.0	177	13.6	発熱線		融雪B低	1	0	1
36	7-25-34-A	768	北野2号西枝1号線北野5-1車道	車道	電気	北野5条1丁目	北野2号西枝1号線		38.0	185	12.6	発熱線		融雪B低	1	0	1
37	7-25-35-A	2535	清田1号線清田7-3車道B	車道	電気	清田7条3丁目	清田1号線		35.1	97	5.02	発熱線		融雪B低	1	0	1
38	7-25-36-A	794	厚別川左岸通線清田1-1車道	車道	電気	清田1条1丁目	厚別川左岸通線		62.0	367	8	発熱線		融雪B低	2	1	1
39	7-25-37-Z		清田38号線清田7-4車道C	車道	電気	真栄4条1丁目	清田38号線		48.0	184	7.3	発熱線		融雪B低	1	0	1
40	7-26-04-D	261	真栄歩道橋	横断歩道橋	電気	真栄4条4丁目	羊ヶ丘線		50.0	105		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
41	7-26-06-Z		羊ヶ丘線取付階段	階段等	電気	真栄4条4丁目	羊ヶ丘線		14.0	24		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
42	7-28-01-A	244	真駒内御料札幌線平岡2-1車道	車道	電気	平岡2-1 交差点	真駒内御料札幌線	○	95.0	736.7	5.4	発熱線		融雪B低	7	6	1
43	7-28-02-A	2802	平岡歩道橋	横断歩道橋	電気	平岡2条1丁目	真駒内御料札幌線		53.0	77.7		発熱線	○	融雪B低	1	0	1
44	7-28-05-Z		北野里塚旧道線平岡1-1車道	車道	電気	平岡1-1 厚別神社前	北野里塚旧道線		80.0	471	6	発熱線		融雪B低	3	2	1
45	7-28-10-A	959	平岡3号線平岡1-3車道	車道	電気	平岡1条3丁目	平岡3号線		56.0	294	10.2	棒状発熱体		融雪B低	2	1	1

RH箇所 総数	45
融雪B 高圧	1
融雪B 低圧	43
融雪B+エネとく 低圧	1
エネとくスノー 低圧	0
RH盤 総数	88
高圧 親盤数	1
高圧 分岐盤数	2
低圧 親盤数	43
低圧 子盤数	38
低圧(北広島)親盤数	1
低圧(北広島)子盤数	3
交通誘導員A 必要箇所	1

業 務 計 画 書

令和〇〇年〇月〇日

(あて先) 札幌市長

(住所) 札幌市○区○○○○○○○○○○

受託者

〇〇〇株式会社

(氏名)

○○○役 ○○

役務の名称 ○○○○○○○○○業務

業務責任者等指定通知書

令和〇〇年〇月〇日

(あて先) 札幌市長

受託者 (住所) 札幌市○区○○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○株式会社
(役) ○○○役 ○○

役務の名称 ○○○○○○○○○業務

上記役務に係る業務責任者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区分	氏名	備考
業務責任者	○○ ○○	
副業務責任者	○○ ○○	

業務責任者等経歴書			
氏名			
最終学歴 ^{※1}	卒業年月	学校名	専攻科目
	○○年○月	○○学校卒業	○○科
職歴 ^{※2}	○○年○月	○○入社	
主要経歴 ^{※2}	委託者及び名称	受託金額	履行期間
	(札幌市) ○○○点検整備業務	○○千円	H25.4～H26.3
技術資格 ^{※3}	○○年○月	○○○	第○○○番
上記の通り相違ありません。 令和○○年○○月○○日			
氏名 ○○ ○○			

※1 学歴欄については、仕様書に業務責任者の資格として、学歴が必要なことが記載してあるときのみ記入する。

※2 職歴及び経歴欄については、仕様書に業務責任者の資格として、経験年数等が必要なことが記載してあるときのみ記入する。

※3 技術資格欄については、仕様書に業務責任者の資格として、技術資格が必要なことが記載してあるときのみ記入する。

※ 業務責任者の資格として、学歴、経験年数、技術資格いずれかでよい場合は、そのいずれかを記入すればよい。

札 第 号
令和 年 (年) 月 日

(あて先) 様

札幌市長 印

指 示 書

業 務 名

令和 年 月 日付契約締結の上記業務について、次のとおり指示します。

業務員	担当職員			
作業内容	別紙内訳書のとおり			
作業場所・数量	別紙内訳書のとおり			
履行期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			

注1 天候等により業務を変更する所以あるので、連絡調整を密にすること。

2 業務が完了したならば、速やかに作業報告書を提出し、本市職員の検査を受けること。

書 訳 内 託 委 務 業

※この様式は、必要に応じて適宜変更可能。

印 紙

承 諾 書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
氏 名
代表者名

印

業務名 電気式ロードヒーティング設備修繕業務（ 区）

内 訳	数 量	指 示 書 の と お り
	金 額	円 (うち消費税等相当額 円)

令和 年 月 日付札道設第 号をもって指示のありました上記業務について、本業務に係る契約書の各条項を遵守のうえ、指示書のとおり実施することを承諾します。

作業報告書

作業日	月 日	天候		始業 時 分	終業 時 分
作業内容					
作業場所				RHID	
作業写真					
					
					

※作業の数量が判る写真を添付すること

※欄が不足する場合は必要に応じて追加すること。

ロードヒーティング修繕業務（様式8）

月報（月分）

No.	名 称	型 式	数量	単位	単価	金額
1	絶縁不良修繕			箇所		
2	路面温度センサー交換	表面型		台		
3	路面温度センサー交換	埋設型		台		
4	路面水分センサー交換			台		
5	事故点調査費			回		
6	路面はつり・復旧費	歩道部		箇所		
7	路面はつり・復旧費	車道部		箇所		
8	立上配管配線新設	GZ82 CET100 IE14		本		
9	地中管内配線新設	CET100 IE14		m		
10	立上配管配線新設	GZ70 CET60 IE8		本		
11	地中管内配線新設	CET60 IE8		m		
12	立上配管配線新設	GZ54 CET38 IE5.5		本		
13	地中管内配線新設	CET38 IE5.5		m		
14	立上配管配線撤去	GZ82 CET100 IE14		本		
15	地中管内配線撤去	CET100 IE14		m		
16	立上配管配線撤去	GZ70 CET60 IE8		本		
17	地中管内配線撤去	CET60 IE8		m		
18	立上配管配線撤去	GZ54 CET38 IE5.5		本		
19	地中管内配線撤去	CET38 IE5.5		m		
20	SSC 交換	1P 200A		個		
21	SSC 交換	3P 120A		個		
22	SSC 交換	3P 80A		個		
23	SSC 交換	3P 50A		個		
24	MC 交換	3P 150A		個		
25	MC 交換	3P 50A		個		
26	ELCB 交換	2P 50AF AL付		個		
27	主幹 MCB 交換	3P 225AF		個		
28	SSC 交換	1P 交換のみ		個		
29	SSC 交換	3P 交換のみ		個		
30	MC 交換	3P 交換のみ		個		
31	温度調節器交換			台		
32	自動制御装置交換	自動制御装置交換のみ		台		
33	ヒーティングユニット敷設	車道部 70mm (耐圧用)		m ²		
34	ヒーティングユニット敷設	歩道部 70mm (一般用)		m ²		
35	ユニット間溝はつり			m		
36	リードケーブル敷設	HVV8 (路面サドル留め)		m		
37	リードケーブル敷設	HVV5.5 (路面サドル留め)		m		
38	リードケーブル接続	スリーブ 接続		箇所		
39	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 5km 以下		回		
40	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 9km 以下		回		
41	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 14km 以下		回		
42	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 20km 以下		回		
43	現場発生品運搬	トラック 2t 級 2t 吊 27.5km 以下		回		
44	建設副産物処理費	金属くず (盤類)		t		
45	建設副産物処理費	アスファルト塊 再生 昼間		t		
46	交通管理工	交通誘導警備員 B		人日		
47	高所作業車運転	トラック架装ボーム型標準デッキ 12m		日		
計						円

完了届（月分）

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

印

業務名：電気式ロードヒーティング設備修繕業務（・区）

令和 年 月 日付契約の上記業務について、令和 年 月 日に、別紙のとおり 月分が完了したのでお届けします。

なお、完了した業務の内容は、作業報告書等にて逐次報告したとおりです。

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課長	係長	係

令和 年 月 日に上記のとおり完了届の提出があったので、この業務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏名

立会人 職 氏名